

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
平成22年度の業務実績の評価結果

平成23年8月26日

独立行政法人評価委員会

1 平成22年度業務実績評価について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成20年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年4月から平成25年3月まで）の第3年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度の運営主体として設立されたものであることから、業務実績の評価に当たっては、その設置目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、確実な退職金支給に向けた取組については、数値目標である一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）における未請求率の改善等に一定の進捗は認められるところであり、今後の更なる取組を積極的に推進することを期待する。

退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されていることを踏まえると、本年度における目標は概ね達成されたものと考えられる。

さらに、それらの成果を支える基盤として、①業務運営の効率化による経費削減、人件費の削減、②中期計画期間中にシステム管理業務・資産運用業務の一元化を図る等効率的組織体制の構築、③随意契約の見直し、旅費、庁費における冗費の徹底的検証④内部統制の強化による事業の適切な運営、⑤外部有識者の積極的活用による適切な事業運営の確保が図られているところである。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資する

ものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、東日本大震災の影響等により国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったことなどから累積欠損金が増加したが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成23年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）については、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
- ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

- ① 効率的な業務実施体制の確立
「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年10月から新システムを稼働させ、業務効率の向上や経費削減につながったことは大きな成果であり、評価できる。各事業本部の外に新しくシステム管理部を設置して一元的な実施体制を整えるなどの努力や、電話交換業務と電話相談業務の統合など利用者へのきめ細かな対応も見られ、評価できる。
- ② 中期計画の定期的な進行管理
中期計画の定期的な進行管理については、業務推進委員会や加入促進対策委員会を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行っているとともに、

評価結果、年度計画の進行状況を職員一人ひとりに周知させることの努力が見られるほか、業績評価シートの活用による職員の意識の向上などを通して、中期計画の進行管理は着実な成果を上げていると認められる。また、東日本大震災への臨時対応も迅速に行われている。

③ 内部統制の強化

内部統制の強化については、理事会、幹部会及びコンプライアンス推進委員会において「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定し、ホームページに掲載したほか、監事が理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行うなど、努力、改善の跡が見られることは評価できる。

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費、人件費の節減については、超過勤務管理などの努力がなされており、人件費は13.7%削減と、目標を上回る経費の削減がなされている点は評価できる。また、運営費交付金の廃止に着実に対応している点も評価できる。今後も、職員の労働インセンティブの低下につながることをとらないよう留意しつつ、人件費等の削減に引き続き努めることを期待する。

また、随意契約の見直しについては、システム最適化の実施により、競争入札への移行を実現し、ほぼ随意契約のない状態になっている点は評価できる。また、監事、会計監査人による監査や、外部有識者からなる契約監視委員会の審査を受けているほか、機構自ら点検・見直しを行っている点は評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 確実な退職金支給のための取組

中退共事業における退職金未請求に対する取組については、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により被共済者の意識を高める取組を行ったほか、退職後3ヶ月経過しても未請求者のいる対象事業所に対し、退職金請求を促す要請通知を行うことに併せて、22年度からは同時に当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する取組を行った結果として、未請求率（退職金等の請求権が発生した年度における脱退者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率）を着実に改善している点については評価できる。

また、中退共事業におけるこれまでに累積した退職金未請求者に対する取組として、引き続き退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所（平成12年度以前に脱退した未請求者のいる事業所の一部）に対して、未請求者の住

所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請しており、地道な取組が認められる。

建退共事業における共済手帳の長期未更新者発生防止等に関する取組として、加入通知書の発行による長期未更新の発生防止や、既加入者に対する長期未更新調査による長期未更新者縮減に向けた取組が引き続き行われており、着実に成果に結びついていると認められる。

共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底すること等により、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計との差額が大幅に減少した点は評価できる。

清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）及び林退共事業についても、建退共事業と同様の取組を進める等、対策の強化を行っている点は評価できる。今後は、それぞれの業界の特性や機構の実施体制等を勘案しつつ、成果を把握し、その結果を今後の対策へ反映させるなど、引き続き目標の達成に向けての取組を期待する。

② サービスの向上

加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理の再点検を行い、電話交換業務と電話相談業務の統合を行うなどの努力が認められる。また、東日本大震災に関して各種手続を簡素化するなど、加入者の利便性向上のため迅速に対応したことも評価できる。

退職金給付に係る処理期間については、中退共事業については25日以内、建退共事業については30日以内に処理することができ、システム最適化後においては、清退共事業及び林退共事業においても30日以内の処理期間が達成できたことは評価できる。

情報提供の充実等については、苦情等の情報を漏らさず改善に利用する仕組みを整えているほか、内容の充実を図ったことにより、ホームページアクセス件数が目標を大幅に上回るなど、大きな成果を上げている点は評価できる。

積極的な情報の収集及び活用については、参加会における有識者の意見及び実態調査の結果を踏まえ今後の業務運営のあり方を検討するなど、情報の収集を効果的に行っていると認められる。

③ 加入促進対策の効果的实施

中退共事業については、パンフレット等による周知広報、個別企業訪問の実施、各種会議等における加入勧奨、適格退職年金からの移行に係る説明会の実施等、加入促進に向けた積極的な努力により、加入者数の目標達成率が108.8%と加入目標を上回る結果となった。また、清退共事業及び林退共事業についても、各種の取組により加入者数の目標達成率が清退共事業104.0%、林退共事業

104.8%とそれぞれ加入目標を上回る結果となった。さらに、これらの結果として、機構全体としても加入目標を上回ったことから、加入促進への取組は評価できる。

一方、建退共事業については、東日本大震災等の影響もあり、98.0%と加入実績が目標に達しなかったところである。

今後は、各事業の特性に応じて効果的な加入促進対策を行うことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 累積欠損金の処理

機構は、「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定しているところである。累積欠損金の処理については、中退共事業においては平成21年度末時点の1,957億円が平成22年度末時点では2,058億円に、林退共事業においては平成21年度末時点の14.01億円が平成22年度末時点では14.09億円に増加している（なお、機構全体の繰越欠損金は、建退共事業及び清退共事業に利益余剰金があるため、1,490億円となっている。）。資産運用の環境悪化によるものとはいえ、確実な退職金支給に大きな影響を及ぼす問題であることから、引き続き、累積欠損金解消計画を踏まえ、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めることが求められる。

② 健全な資産運用等

資産運用については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率的な運用を基本として実施されている。委託運用（金銭信託）では、為替の円高進行と東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等による市場の低迷により、林退共事業を除いて各共済事業とも金銭信託評価損を計上し、清退共事業を除いて各共済事業とも当期総損失を計上したものの、運用のパフォーマンスについては、ベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスが達成されたと認められる。

(4) その他業務運営に関する措置について

退職金機構ビル及び同別館については、最近の情勢を踏まえて移転・売却が合理的か否かについて検討が行われている。

また、松戸宿舎及び越谷宿舎については、中期計画期間半ばにおいて、松戸宿舎について23年3月末に現物による国庫納付を行い、越谷宿舎についても現物による国庫納付に向け厚生労働大臣あて認可申請を行っており、着実に取組を行っている点は評価できる。

(5) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成 22 事業年度資産運用の結果は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	
資産残高	3,605,511	828,504	32,903	5,111	342	13,615
運用等収入	35,068	8,119	286	44	4	136
運用等費用	24,490	1,774	80	12	-	2
決算利回り	0.30%	0.76%	0.62%	0.62%	1.09%	1.02%

当期純利益	△10,063	△8,744	△514	1,022	22	△9
-------	---------	--------	------	-------	----	----

注) 決算利回りは、費用控除後の数値に基づくものである。

資産運用については、為替の円高進行と東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等による市場の低迷により、林退共事業を除いて各共済事業とも金銭信託評価損を計上し、清退共事業を除いて各共済事業とも当期総損失を計上した。

その他、上記 2 (3) で評価したとおりである。

② 保有資産の管理・運用等について

退職金機構ビル及び同別館並びに松戸宿舍及び越谷宿舍については、上記 2 (4) で評価したとおりである。

また、貸付金、未収金等の債権の回収計画の策定及び実施状況に関する評価等については、機構における共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の 100%保証責任となっていることから、回収計画は策定していないものの、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はないと考える。なお、資産運用については、上記 2 (3) 及び 2 (5) ① で評価したとおりである。

③ 組織体制・人件費管理について

平成 22 年度における給与水準の検証については、対国家公務員指数は 98.9 (年齢・地域勘案指数。年齢・地域・学歴勘案指数は 100.3)、類似の業務を行っている民間事業者である保険・金融業との比較では、88.5 となっており、適切な水準と評価できる。

また、累積欠損金を有する法人であるという観点からは、平成 22 年度は累積欠損金が増加したものの、資産運用は市場の動向に大きく作用されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、中長期的観点から行うべきものであることから、累積欠損金の存在をもって直ちに更なる抑制を求めるのは必ずしも適当ではないと考える。

一般管理費及び退職金共済事業経費は平成 22 年度予算に対し 7.6%削減し、人件費については削減目標平成 17 年度比 5%削減を大きく上回る平成 17 年度比 13.7%削減を達成しており、評価できる。

福利厚生費については平成 20 年度早々に見直しを行い、現在法定外福利費として支出しているのは、健康診断費の補助、インフルエンザ予防接種等のみであることから、適切な支出となっているものと評価できる。

また、国家公務員再就職者のポストの見直しについても、平成 21 年度に役員ポストの公募を行ったほか、国家公務員再就職者の指定ポストはなく、適切な状態であると評価できる。

④ 事業費の冗費の点検について

執行計画額に対して支出実績額が 9.5%の削減となっているなど、冗費の削減について適切に取り組んでいるものと評価できる。また、「平成 22 年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」から、事務経費等の駆け込み執行はないものと認められる。

⑤ 契約について

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、システム最適化の実施により、競争入札への移行を実現し、真にやむを得ないもの以外は随意契約のない状態になっている点は評価できる。

総合評価落札方式、企画競争又は公募を行う場合には、公告期間を十分確保するとともに、説明会から企画等の提出までの期間も十分確保しており、調達要領に基づき実施していると評価できる。一者応札・一者応募に係る改善方策については、平成 21 年度に策定され、ホームページでも公表している。なお、平成 22 年度に一者応札・一者応募となった契約件数は 21 件、金額は 2.8 億円であり、平成 21 年度の 24 件、10.5 億円から減少している。システムのオープン化により、より多くの業者が入札しやすい環境が整ったものと考えられ、評価できる。

また、物品及び役務等の調達にあつては、まず要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し決裁の上、入札及び契約業務を実施し、その上で担当理事にも回付して厳正な評価を行っており、契約の適正性確保の観点から充実した審査体制を整えていると評価できる。

今後とも、契約の適正化について更なる努力を求める。

その他、上記 2 (1) ④で評価したとおりである。

⑥ 内部統制について

内部統制の強化については、上記 2 (1) ③で評価したとおりである。

また、退職金共済業務を取り扱う法人特有のリスクとして、①なりすまし等による退職金の詐取や、②市場の変動に伴う運用リスク等が考えられるが、これについては、それぞれ

- a 対応マニュアルを作成の上チェック項目を複数設けて複数の者によるチェックを行う、
- b 基本ポートフォリオの構築等について外部の専門家の助言を受けるほか、資産運用の実績について外部の専門家に評価を受ける等の対応が取られており、評価できる。

また、各事業本部においては幹部会等を定期的を開催し、各課室で役割分担を確認しつつ、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行っていることは評価できる。

⑦ 事務事業の見直し等について

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」や行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けて各種の取組を着実に進めていると認められる。また、東日本大震災による被災加入者に対して特例措置を実施し、退職金請求をはじめとして各種手続きや添付書類の簡素化、掛金納付の猶予等を実施し、迅速に対応した点は評価できる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から同年8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見募集を行ったところ意見は寄せられなかった。